

日弁連業3第203号  
2020年（令和2年）11月26日

法務大臣 上川陽子殿

日本弁護士連合会  
会長 荒

弁護士法第5条の規定による弁護士業務についての研修について（報告）

弁護士法第5条の3第2項の規定に基づき、標記研修の履修の状況について、別紙のとおり報告します。

**報告事項 1 研修生の氏名及び生年月日**

松本 泉	1981年12月1日
古瀬 高嗣	1976年10月18日
片岡 雅	1964年11月2日
河田 保	1962年11月7日
水野 正幸	1964年1月17日

## 報告事項2

### 令和2年度研修カリキュラム

※ この研修は、病気など「やむを得ない事情」が無い限り欠席は認められません。

月	日	曜日	午前	午後	集合研修時間	実務研修時間	備考
研修受講申請受付							□①訴状(1)、②訴状(2)、③弁論要旨等、④準備書面、⑤契約書起案を配付
8月	18	火	ガイダンス・民事裁判手続		5		【午前】10時～12時 【午後】1時～4時 司法研修所の民事第1審手続解説ビデオ上映と解説、基礎的な択一式問題
	19	水	刑事弁護概論		5		【午前】10時～12時 【午後】1時～4時 研修を始めるに当たってのガイダンス、司法研修所の刑事弁護ビデオ上映と解説、基礎的な択一式問題
	20	木					■①訴状(1)提出【午前中必着】
	21	金					
	22	土					
	23	日					
	24	月	民事弁護概論	要件事実	5		【午前】10時～12時 【午後】1時～4時
	25	火	立証活動	事実認定	5		【午前】10時～午後1時 【午後】2時～4時
	26	水	訴状(1)講評		5		【午前】10時～12時 【午後】1時～4時
	27	木	刑事弁護(1)	刑事弁護(2)	5		【午前】10時～12時 【午後】1時～4時
9月	28	金					
	29	土					
	30	日					
	31	月	法律事務所における実務研修 (8/31-9/25)				■②訴状(2) 起案提出【午後5時30分必着】
	1	火					
	2	水					
	3	木					
	4	金					
	5	土					
	6	日					
10月	7	月					
	8	火					
	9	水					
	10	木					
	11	金					
	12	土					
	13	日					
	14	月					■③弁論要旨、④準備書面、⑤契約書 起案提出 【午後5時30分必着】
	15	火					
	16	水					
11月	17	木					
	18	金					
	19	土					
	20	日					
	21	月					
	22	火					
	23	水					
	24	木					
	25	金					
	26	土					
12月	27	日					
	28	月	訴状(2)講評		6		【午前】10時～12時 【午後】1時～5時
	29	火	弁論要旨等講評		6		【午前】10時～12時 【午後】1時～5時
	30	水	準備書面講評		6		【午前】10時～12時 【午後】1時～5時
	1	木	契約書・和解条項講評		6		【午前】10時～12時 【午後】1時～5時
1月	2	金	集合研修の確認・弁護士倫理		6		【午前】10時～11時30分 【午後】12時30分～5時
					60	144	

### 報告事項3 申請者の研修における出席状況及び受講態度

本年度の研修生の出席状況及び受講態度について、以下のとおり報告します。

#### [集合研修]

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

#### [実務研修]

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

報告事項4 研修の課程を修了したと法務大臣が認めてよいかどうかについての  
意見

1 研修の課程を修了したと認められる者

松本 泉

古瀬 高嗣

片岡 雅

河田 保

水野 正幸

2 研修の課程を修了したと認められない者

[REDACTED]

## 報告事項5 その他参考となる事項

### 1 本年度の研修生

本年度の研修を受講する者（以下「研修生」という。）は7名

### 2 本年度のカリキュラムの特徴

本年度のカリキュラムは、報告事項2のとおりである。

本年度も、基本講義（集合研修Ⅱ）の行われる前に2日間、民事、刑事の各訴訟手続について基礎的知識を学ぶこととし、民事については司法研修所の「民事訴訟第一審手続の解説ーある保証債務履行請求事件を題材としてー」（令和元年版）、刑事については司法研修所制作による「はじめての裁判員裁判」の各DVDを上映しながら講師による解説を行った。そして、この際に民事・刑事の基礎的な択一式の設問を行い、研修生に現時点での自身の理解度を自覚してもらうこととした。

また、これから起案がどのようなものかを教えるために、本来の起案の前に研修生に訴状の起案（起案1）を作成・提出させ、これを添削の上、基本講義の最終日に返却し、その後の起案への準備をさせることとした。

そして、この起案についての評価（ABCD）については、講評時に研修生にも伝え、今後の起案作成の参考にしてもらった。なお、従来起案講評日の昼休みに講師らと食事をとりながら、研修生から起案に当たって苦労した点などを聞いたり、研修担当者が直接、今後の受講や起案についての助言を与えることをしていたが、本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、実施しなかった。

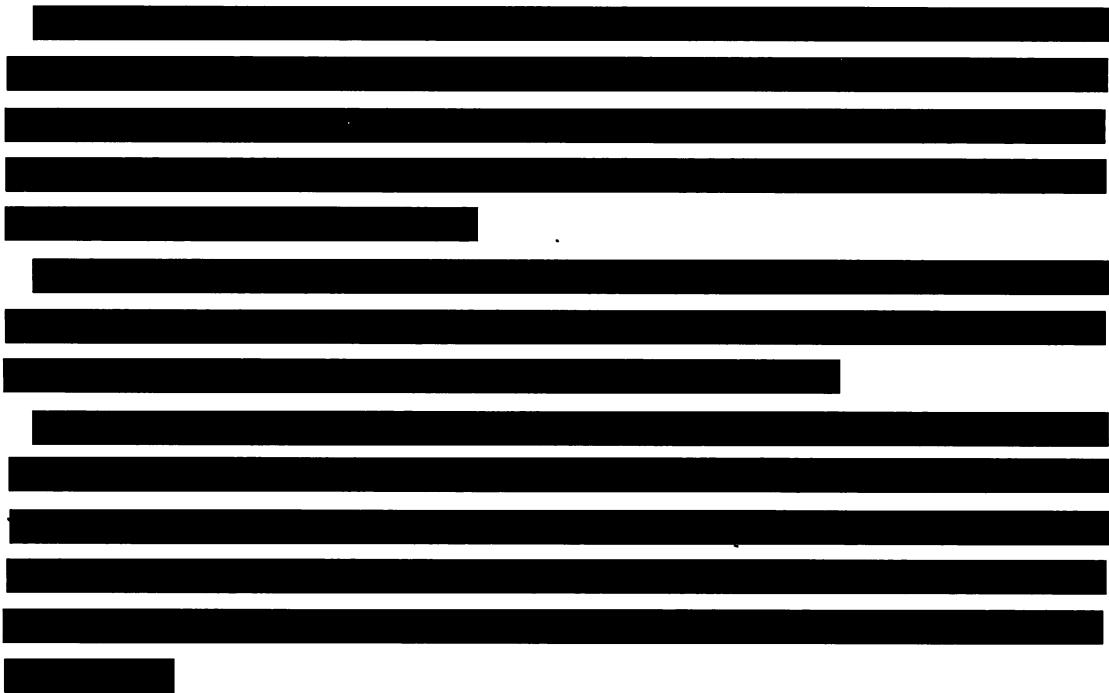
### 3 研修の結果について

本年度の研修の結果は、報告事項4のとおりである。研修を修了したと認められるか否かについては、集合研修担当講師による会議、日弁連総合研修センターによる検討を経た後、研修修了審査会議において最終的な検討を行った。研修の結果については、「弁護士法第5条の規定による弁護士業務についての研修における日弁連総合研修センターの評価及び意見に関する基準」第3条及び第4条に基づき決定した。

### 4 研修の修了について

「研修が修了したと認められるか否か」については、起案2ないし5の各評価と講評での応答や受講態度、それに実務研修の状況などを検討し、D評価の有無等によって判断することとした。ただし、起案でC評価が多い場合については、

C評価の起案の一部について再起案の提出を求めることとした。



## 5 その他

### (1) 受講状況について



### (2) 予習について

法務省が受講経験者を講師にするなどして、研修に臨む姿勢についてガイダンスを行ったことは、一定の役割を果たしていたと思われる。

ただ、今回の状況を見ると、コロナ禍とはいえ、全体的に研修生に準備不足がうかがえた。今後は、研修生には研修前の予習に多くの時間をかけ、それなりの心構えをもって本研修を受講する姿勢が求められる。

以 上

令和2年度弁護士法5条の規定による弁護士業務についての研修（報告事項1及び4）

松本 泉  
古瀬 高嗣  
片岡 雅  
河田 保  
水野 正幸